

八王子市高次脳機能障害者支援促進事業実施要綱

平成 30 年 4 月 1 日施行

改正 平成 31 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この事業は、高次脳機能障害者及びその家族等（以下「利用者」という。）に対して相談支援を実施するとともに、医療機関や就労支援センター等の関係機関との連携を図るなど、適切な支援を提供することで、高次脳機能障害者への支援を促進することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 この事業の実施主体は八王子市とする。ただし、市長は事業の全部又は一部を適当と認める法人に委託することができる。

(対象者)

第 3 条 この事業の対象者は、八王子市内に住所を有する高次脳機能障害者及びその家族等とする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。

(事業内容)

第 4 条 この事業の内容は、次に定める業務とする。

(1) 相談支援事業

利用者からの個別の相談に応じ、指導、助言や情報提供等を行う。

(2) 関係機関との連携

利用者への支援に当たり、必要に応じて、医療機関、就労支援センター、当事者、家族会等の関係機関との連携を図り、この事業が効果的に実施されるよう定期的に連絡会等を開催する。

(3) 社会資源の把握・開拓

地域の保健・医療機関、福祉施設等における高次脳機能障害者の支援の実施状況を把握し、これらの社会資源の開拓に努める。

(4) 広報・普及啓発

高次脳機能障害について、市民及び医療機関をはじめとする関係機関に対し、理解促進のための広報及び啓発活動を図る。

(職員の配置等)

第5条 第2条の規定によりこの事業の委託を受けた者（以下「実施者」という。）は事業の実施に当たり、常勤職員を1名配置するものとする。

- 2 実施者は、この事業を効果的に実施するため、専門的技術を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、医師、保健師、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士）を必要に応じ職員として確保するものとする。
- 3 この事業に従事する者（以下「従事者」という。）は、この事業の利用者のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、その業務を通じて知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。
- 4 従事者は、第1条に規定する目的を達成するため、各種研修会への参加や関係機関及び他の職種との交流等あらゆる機会をとらえ、相談支援技術等の向上を図るための自己研さんに努めるものとする。

(事業実施上の留意事項)

第6条 実施者は、利用者に対する支援を経過的に記録する支援記録簿を備えて、利用者に対し継続的な支援の提供を図るものとする。

- 2 実施者は、第4条に規定する業務の実施に当たり、業務を実施しようとする年度が開始するまでに、当該年度における事業実施計画及び事業収支見込みについて、八王子市高次脳機能障害者支援促進事業計画書（第1号様式）及び収支予算書（第2号様式）により、市長に提出しなければならない。
- 3 実施者は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分しなければならない。
- 4 実施者は、利用者に係る個人情報の保護に配慮しなければならない。
- 5 実施者は、この事業を実施するに当たり、高次脳機能障害者及びその家族等の人格を尊重しなければならない。業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(実施主体の役割)

第7条 実施主体は、事業実施主体としての責務を踏まえ、実施者と緊密な連携を図り、事業の円滑な実施に努めるものとする。

- 2 実施主体は、実施者の意見を十分に尊重するとともに、公的な保健福祉サービス等の提供に努めるものとする。
- 3 実施主体は、実施者に対し必要に応じて、事業実施状況の報告を求め、調査を行うものとする。また、調査の結果、事業が適切に運営されていないことが認められる場合には、事業の委託を取り消すものとする。

(報告等)

第8条 実施者は、事業の実施状況及び決算状況について、業務を実施した年度の完了後速やかに、八王子市高次脳機能障害者支援促進事業実績報告書（第3号様式）及び決算書（第4号様式）により、市長に報告しなければならない。

2 実施者は、この事業の実施により発生した事故等について、事故発生後速やかに事故報告書を作成し、市長に報告しなければならない。

(利用者の負担)

第9条 相談支援事業の利用に係る費用は無料とする。ただし、教材費、資料代等に係る実費は利用者の負担とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。